

足立区立伊興中学校 P T A 規約（案）

第一章 総則

(名称および事務所)

第 1 条 本会は東京都足立区立伊興中学校 PTA と称し、事務所を下記学校内に置く。

名 称 東京都足立区立伊興中学校

所 在 地 東京都足立区伊興 5 丁目 17 番 1 号

設立年月日 昭和 53 年 4 月 1 日

(目的)

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して相互の親睦と向上に努め、あわせて、家庭と学校と地域社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする。

(方針・活動)

第 3 条 本会は、次の方針に従って活動する。

- 一.学校教育を理解し、教育の効果を高めるために協力する。
- 二.特定の宗教や政党に偏ったり、営利を目的とする活動はしない。
- 三.多くの会員の理解と協力が得られるような運営にする。

第二章 会員

(会員)

第 4 条 本会の会員は、伊興中学校に在学する生徒の保護者、および伊興中学校の教職員とする。

2.本会の運営に必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理、および開示については、別に規程を定める。

3.前項の規程の改廃は、総会または全体委員会にて決定する。

第三章 会計

(会計)

第 5 条 本会の経費は、会費およびその他の収入で充てるものとする。

第 6 条 本会の会員は、別に定める会費を納付するものとする。

第 7 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第 8 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第四章 役員、会計監査および学年代表・サークル代表

(役員)

第 9 条 本会に次の役員及び会計監査を置く。但し、副会長、書記、会計、会計監査の員数については定めず、各年度の PTA 事業の内容等により、候補者推薦委員会の推薦および総会の承認により増減をすることができることとする。

- 一.会 長 1名(保護者)
- 二.副会長 (うち 1 名は副校長とする)
- 三.書 記 (うち 2 名は教職員とする)
- 四.会 計
- 五.会計監査

(役員・会計監査の候補者)

第 10 条 役員および会計監査の候補者は、候補者推薦委員会で会員の中から推薦され、総会で承認される。

候補者推薦委員会の構成は、役員および運営委員とする。

(役員・会計監査の任務)

第 11 条 役員および会計監査の任務は、次のとおりとする。

- 一.会長は本会を代表し、会務をまとめ、すべての会務を招集する。
- 二.副会長は会長を助け、会長に事故ある時はその職務の代理をつとめる。
- 三.書記は、本会の議事を記録し、庶務を行う。
- 四.会計は、本会の予算に基づき収支を記録し、年度末に決算報告書を作成し、総会に報告する。
- 五.会計監査は、本会の収支が適正に行われるよう注視するとともに、その結果を総会で報告する。

(学年代表ならびサークル代表の選出)

第 12 条 学年代表は各学級の保護者の互選によって選出し、各学年代表に所属し活動する。また、サークル代表は、各 PTA サークルのキャプテンとし活動する。(ただし、希望があれば増員も可)

(役員・会計監査・各代表の任期)

第 13 条 役員、会計監査、および学年代表・サークル代表の任期は、定期総会から次期定期総会までとする。

(役員・校長の役割)

第 14 条 役員ならびに校長は、すべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第五章 組織

(各委員会)

第 15 条 本会に次の機関を置く。

- 一.総会・全体委員会・役員会・運営委員会・各学年代表
- 二.全体委員会が必要と認めた時は、特別委員会を設けることができる。

(総会)

第 16 条 総会は本会の最高機関であり、定期総会および臨時総会とする。

- 一.定期総会は、毎年原則として 5 月に会長が招集する。
- 二.臨時総会は、役員会が必要と認めた時、また会員の五分の一以上の要求があった時、会長が二週間以内に招集する。

(総会の成立)

第 17 条 総会は、全会員によって構成され、会員の三分の一以上の出席(委任状を含む)によって成立する。

なお、会員以外の代理出席は認めない。但し、書面による議決の場合には、会員総数の三分の一以上の回答とする。

(定期総会の任務)

第 18 条 定期総会の任務は、次のとおりとする。

- 一.前年度事業報告ならび前年度決算報告
- 二.役員および会計監査の承認
- 三.本年度事業計画および予算の承認
- 四.規約改廃の決定
- 五.その他

(全体委員会)

第 19 条 全体委員会は、役員、全学年代表および全サークル代表で構成し、総会に次ぐ決議機関であり、本会の運営に必要と思われる下記議案を審議する。

- 一.各委員会活動の連絡調整と協力体制の審議
- 二.運営委員会から委託された事項の審議
- 三.その他、本会の運営に必要と思われる事項の審議

(役員会)

第 20 条 役員会は、会長・副会長・書記・会計で構成し、本会の目的を達成するために本会の運営について協議する。

(運営委員会)

第 21 条 運営委員会は、役員・会計監査・各委員会正副委員長、ならびに各委員会に所属する教職員代表によって構成し、次の内容を執行する。

- 一.本会の会務の執行に関する事項
- 二.各委員会の連絡・調整
- 三.総会、全体委員会からの委託諮問された事項
- 四.総会に提出する議事の調整および作成
- 五.規約の検討
- 六.細則の改廃
- 七.その他

(各代表の構成および任務)

第 22 条 各委員会の名称、任務は次のとおりとする。

一.学年代表

各学年・学級の研修、親睦、進路対策等の諸活動を行う。

二.各サークル代表

会員相互の研修を図り、教養を深めるための諸計画の企画と運営にあたる。校外における生徒の健全な生活を守るために、生徒の校外指導、環境整備、安全促進等の活動を行う。

三.広報委員

学年代表と本部より選出し、本会の活動状況を会員に伝え、連携と啓蒙を図るための広報調査を行う。

(各代表のリーダーなどの選出)

第 23 条 各代表のリーダー・サブリーダーなどの選出は、各学年代表に所属するメンバーの中からの互選により行う。

第六章 その他

(細則)

第 24 条 本会の活動を円滑に行うために、細則を定める。

(顧問)

第 25 条 本会に顧問を置く。顧問には歴代会長経験者を推戴し、必要に応じて相談を依頼する。

第七章 PTA 組織 (別表第 1)組織体系

細 則

第 1 条(会費の額)

1. 本会の会費は、1 世帯につき年額 2,000 円とする。

第 2 条(会計事務)

1. 本則第 6 条に基づく会費の集金方法は、運営委員会において決定する。
2. 中途入会員に対しては、次の規定で清算する。
 - ① 4 月~7 月入会は全額とする。
 - ② 8 月~12 月入会は 1,200 円とする。
 - ③ 1 月~3 月入会は 1,000 円とする。
2. 会計は、定期支払いについては領収書と引き換えとし、その他の支払いについては請求書によらなければならない。

第 3 条(会計監査)

1. 会計監査は毎年 2 回(中間および決算)行い、会長・副会長・会計が出席する。
2. 会計監査は運営委員会に出席することができる。

第 4 条(慶弔規定)

1. 本会員に対して、以下の通り規定する。
 - ① 保護者 死亡 10,000 円
 - ② 在校生 死亡 10,000 円、供花
入院 5,000 円(1 か月以上の欠席も含む)
 - ③ 教職会員 死亡 10,000 円、供花
入院 5,000 円(1 か月以上)
結婚 5,000 円
出産 5,000 円
転退職 1,000 円(1 年につき)
 - ④ 教職会員の両親・配偶者・子供・配偶者の両親
死亡 10,000 円
2. 火災・震災等の災害に対し、その状況を把握するとともに、その対策については運営委員会で協議の上、決定する。
3. その他、状況に応じて会長が必要と認めた場合は、慶弔規定に準じた対応を行う。

第 5 条(総会までの諸活動)

1. 大規模災害ならびに行政による緊急事態宣言発令等により、本活動が遂行できなくなった場合は、特例対応として、状況にあった活動と対応の調整を可能とする。

第 6 条(全体委員会)

1. 全体委員会の招集は、現会長が行い、委員長となる。
2. 各学年代表別にリーダー・サブリーダー各 1 名を互選し、事業案、予算案を作成する。
3. 各学年代表のリーダー・サブリーダーと役員・会計監査は兼任することはできない。
4. 各学年代表の審議事項を報告する。
5. 各学年代表分属の際に発生する不均衡に対しては、本委員会にて調整する。

第 7 条(役員候補者推薦委員会)

1. 推薦委員会の庶務は役員が行い、第 10 条による構成者の中から、正副委員長(各 1 名)・書記(2 名)を互選する。
2. 役員候補者は、推薦委員会の推薦に基づき、出席者の過半数の同意をもって決定する。
3. この会の審議内容は、みだりに外部へ漏らしてはならない。

第 8 条(運営委員会)

1. 第 12 条に基づき、下記のとおり各代表に分属する。
 - 1 学年代表 2 名(各学年)
 - 2 各サークル代表 2 名

付則

この会則は、令和 6 年 5 月 9 日から施行する。

平成 18 年 5 月 12 日改正

平成 21 年 2 月 25 日改正

平成 26 年 5 月 02 日改正

平成 29 年 5 月 12 日改正

平成 31 年 4 月 01 日改正

令和 02 年 6 月 01 日改正

令和 04 年 5 月 13 日改正

令和 05 年 5 月 11 日改正

令和 06 年 5 月 09 日改正